

介護保険の保険料が決定しました

町では、介護サービスを提供するために必要な財源の一部となる平成30年度から3年間の介護保険料を決定しました。各所得段階の介護保険料は平成29年度までの3年間と変わりませんが、対象者の要件が見直されたことによって所得段階が下がり、介護保険料も下がる方がいるものと思われます。

介護保険料は、所得に応じた負担となるよう10段階に設定しています。各所得段階の介護保険料は、基準額である第5段階の介護保険料に「基準額に対する割合」を乗じて算出し、100円未満の端数は切り捨てます。

なお、第1段階の介護保険料は34,800円ですが、公費により軽減されるので実際に納めていただく介護保険料は31,365円となります。

(100円未満の端数は切り捨てていません)

詳しくは、下の表をご参照ください。



平成30～32年度の介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
第1段階	▶生活保護の受給者 ▶高齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が80万円以下の方	× 0.50	34,800円
		↓(軽減) × 0.45	↓(軽減) 31,365円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が120万円以下の方のうち、第1段階に該当しない方	× 0.65	45,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が120万円を超える方のうち、第1段階に該当しない方	× 0.75	52,200円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額の合計額が80万円以下の方	× 0.85	59,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が80万円を超える方	× 1.00	69,700円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)が120万円未満の方	× 1.25	87,100円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)が120万円以上200万円未満の方	× 1.45	101,000円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)が200万円以上300万円未満の方	× 1.75	121,900円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)が300万円以上400万円未満の方	× 1.85	128,900円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)が400万円以上の方	× 1.90	132,400円

問い合わせ先/役場福祉課介護保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

おかげの政策課広報統計係 行

弟子屈町役場

0883292

料金受取人払郵便
郵便中央局 認
8075
差出有効期間
平成31年3月
31日まで
(切手不要)